

循環器病対策について

2026年9月17日 全体会議

厚生労働省

健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

循環器病対策基本法（平成30年12月14日 法律第105号）

（平成30年12月14日公布、令和元年12月1日施行）

趣旨

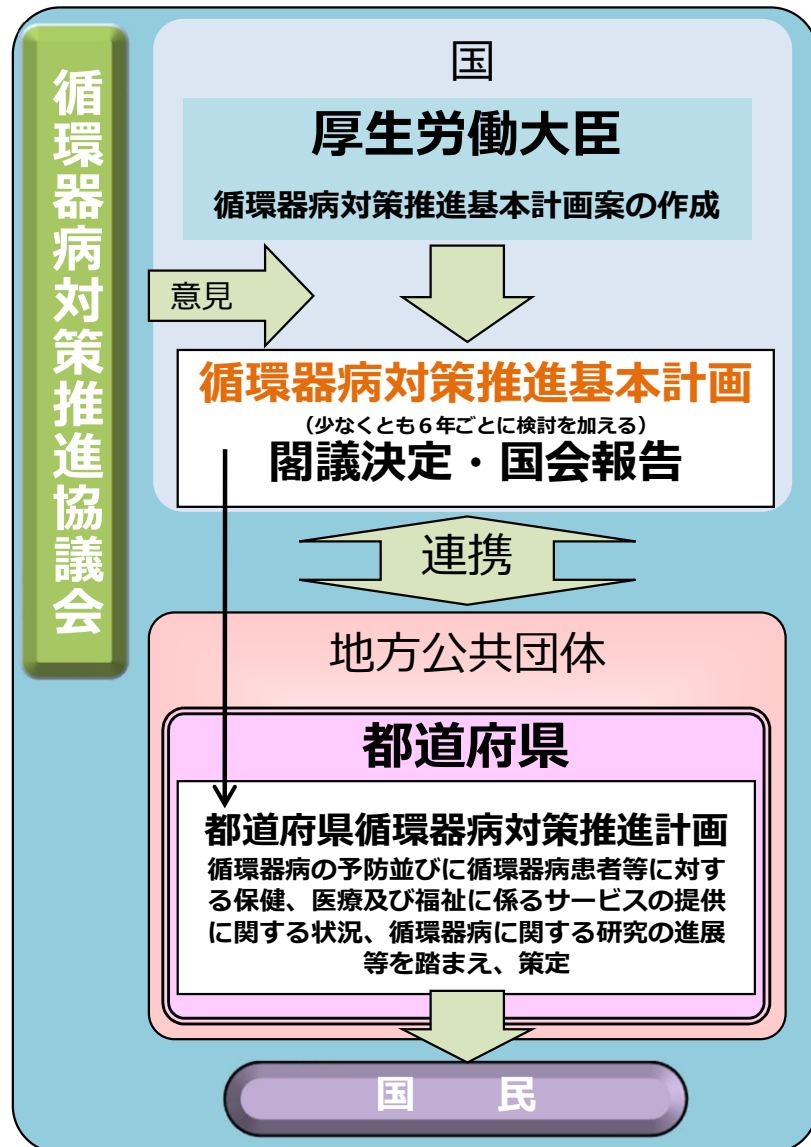
脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資する。

基本理念

- 循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めること
- 循環器病患者等に対する保健、医療(リハビリテーションを含む)、福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること
- 循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにすること

基本的施策

- ① 循環器病の予防等の推進
- ② 循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備等
- ③ 医療機関の整備等
- ④ 循環器病患者等の生活の質の維持向上
- ⑤ 保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備
- ⑥ 保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等
- ⑦ 情報の収集提供体制の整備等
- ⑧ 研究の促進等



全体目標

2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少

個別施策

循環器病：脳卒中・心臓病その他の循環器病

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組みの構築

1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

- 循環器病の発症予防及び重症化予防
- 子どもの頃から国民への循環器病に関する正しい知識（循環器病の予防、発症早期の適切な対応、重症化予防、後遺症等）の普及啓発の推進
- 循環器病に対する国民の認知度等の実態把握

3. 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明、新たな診断技術や治療法の開発、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発の推進
- 科学的根拠に基づいた政策を立案し、循環器病対策を効果的に進めるための研究の推進

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ② 救急搬送体制の整備
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
- ④ リハビリテーション等の取組
- ⑤ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ⑥ 循環器病の緩和ケア
- ⑦ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑧ 治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑨ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
- ⑩ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

- (1) 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化
- (2) 他の疾患等に係る対策との連携
- (3) 感染症発生・まん延時や災害時等の有事を見据えた対策
- (4) 都道府県による計画の策定
- (5) 必要な財政措置の実施及び予算の効率化・重点化
- (6) 基本計画の評価・見直し

<循環器病の特徴と対策>



第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）分野別施策の概要

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

【全体目標】

急性期には発症後早急に適切な診療を開始する必要があるという循環器病の特徴に鑑み、地域医療構想の実現に向け、高度急性期及び急性期から回復期及び慢性期までの病床の機能の分化及び連携等に取り組み、都道府県が地域の実情に応じた医療提供体制の構築を進める。循環器病の患者については、それぞれの関係機関が相互に連携しながら、継続して必要な医療、介護及び福祉に係るサービスを提供することが必要である。患者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進することで、効果的かつ持続可能な保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を図る。また、平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても医療の確保を適切に図ることができるような医療提供体制の整備を進める。

①循環器病を予防する健診の普及や取組の推進

【現状・課題】

- 生活習慣病の予防及び早期発見のため、健康診査等の受診や、行動変容をもたらす保健指導が重要である。
- 特定健康診査・特定保健指導の実施率が目標値に到達していないため、更なる実施率向上に向けた取組を進める必要がある。

【取り組むべき施策】

- ナッジ理論等を活用した特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を目指す先進・優良事例の横展開等による効果的な方策等の検討。
- 国民健康保険の保険者努力支援制度等を活用した予防・健康づくりの推進。

	目標値	実施率※
特定健康診査の実施率	70%以上	53.4%
特定保健指導の実施率	45%以上	23.0%

※令和2年度

②救急搬送体制の整備



【現状・課題】

- 脳梗塞に対するt-PA療法や機械的血栓回収療法を迅速に行うことや、急性大動脈解離や大動脈瘤破裂については、緊急手術が常時可能な施設は限られているため、地域における現状を踏まえつつ、より広域の連携体制を構築する必要がある。
- 消防機関による救急業務として、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準を定め、傷病者の受入先となる医療機関リストを作成している。
- 救急救命士を含む救急隊員の資質向上のため、循環器病対策を含む研修機会の確保に取り組んでいる。
- 感染症発生・まん延時や災害時等の有事における適切な医療提供体制の構築が必要である。

【取り組むべき施策】

- 各都道府県において地域の実情に応じた傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の見直し。
- 循環器病に関する救急隊の観察・処置等については、メディカルコントロール体制の充実強化。

③救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築

【現状・課題】

- 急性期病院と回復期・慢性期病院との連携を円滑にするために、再発や増悪等の循環器病の疾患特徴を踏まえた効率的な役割分担の在り方や循環器病の診療体制を構築すること等について検討することが重要である。

【取り組むべき施策】

- 高度急性期及び急性期から回復期及び慢性期までの病床の機能の分化及び連携。
- 急性期以降の転院先となる病院（回復期及び慢性期の病院等）や在宅医療の提供体制の強化等の実施。
- 国立循環器病研究センター等は、全国で共通の水準の医療を提供することができるよう、地域の実情を踏まえ、適宜関係機関と知見を共有する等の取組の実施。



第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）分野別施策の概要

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

④リハビリテーション等の取組



【現状・課題】

- 医療と介護の間に切れ目のない継続的なリハビリテーションの提供体制をより一層構築していく必要がある。
- 在宅で過ごす患者を含む継続的なリハビリテーションを提供するために専門家の育成、地域の医療資源の効率的な活用、多職種が連携して取り組む体制を構築する必要がある。

【取り組むべき施策】

- 急性期から回復期及び維持期・生活期まで、循環器病患者の状態に応じ、医療現場から介護の現場までの一貫したリハビリテーションの提供等の取組の推進。
- 複数の合併症を有する患者等にも適切なリハビリテーションが提供できるような体制の構築の推進。

⑤循環器病の後遺症を有する者に対する支援



【現状・課題】

- 後遺症により介護が必要となった場合の福祉サービスの提供や後遺症に対する支援が十分に享受できていない。心理的サポート等も必要。

【取り組むべき施策】

- 後遺症を有する者が、症状や程度に応じて、適切な診断、治療を受けられ、社会生活を円滑に営むため、就労支援や経済的支援を含め、必要な支援体制の整備。必要な福祉サービスの提供の推進、失語症差等に対する意思疎通支援等の取組の推進。

⑥循環器病の緩和ケア

HEPT HEart failure Palliative care Training program
for comprehensive care provider

【現状・課題】

- 循環器病は、初期段階から継続して緩和ケアを必要とする。

【取り組むべき施策】

- 多職種連携や地域連携の下で、循環器病患者の状態に応じた適切な緩和ケアを、治療の初期段階から推進。
- 医師等に対する循環器病の緩和ケアに関する研修会等を通じた、緩和ケアの提供体制の充実。



心不全診療に携わる全ての医師を対象に

- 循環器内科的な治療介入後も残る呼吸困難感等への介入方法
- 意思決定支援におけるAdvance Care Planning
- 延命や治療の差し控えに関する臨床倫理
- 心不全に高率に合併する精神症状として、不安・抑うつ等への介入方法等が学べるプログラム



完全onlineの約6時間のプログラム

- 約2時間のeラーニングと約4時間のオンライングループワーク
- 日本心不全学会公認の緩和ケア推進委員会オフィシャルコース

⑦社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援

【現状・課題】

- 循環器病患者が、急性期から回復期、慢性期まで切れ目なく医療を受けられるような在宅医療の体制整備や、医療と介護・福祉サービス等の必要な支援が一貫して受けられる体制の整備が必要である。

【取り組むべき施策】

- 全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けた取組の推進。
- かかりつけ医機能の充実や病診連携、その他多職種の連携による取組の推進。



第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）分野別施策の概要

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

⑧治療と仕事の両立支援・就労支援

【現状・課題】

- 脳卒中の患者は、職場復帰が可能であっても希望が叶わないケースもあり、障害者就労支援などとの適切な連携が求められる。
- 心血管疾患の患者は、職場復帰が可能なケースであっても治療法等によっては継続して配慮が必要な場合がある。

【取り組むべき施策】

- 病状に応じた治療と仕事の両立支援、障害特性に応じた職業訓練や事業主への各種助成金を活用した就労支援等。
- 特に両立支援については、かかりつけ医等、会社・産業医及び両立支援コーディネーターによる、患者への「トライアングル型サポート体制」の構築の推進、相談支援体制の充実。



⑨小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

【現状・課題】

- 100人に1人の割合で出生する先天性心疾患、小児脳卒中、家族性高コレステロール血症等といった小児期・若年期から配慮が必要な疾患があり、学校健診等で発見されることもある。
- 治療の長期化による患者の自立等について課題がある。他領域の診療科との連携や、移行医療を含めた総合的な医療体制の充実が求められている。

【取り組むべき施策】

- 学校健診等における小児の循環器病患者の早期発見を引き続き推進。
- 小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行える移行医療支援の体制整備、相談支援や自立支援の推進。

⑩循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

【現状・課題】

- 患者と家族が、地域で医療、介護及び福祉サービスに係る必要な情報にアクセスでき、各ステージに応じた課題の解決につながるよう、取組を進めることが求められる。

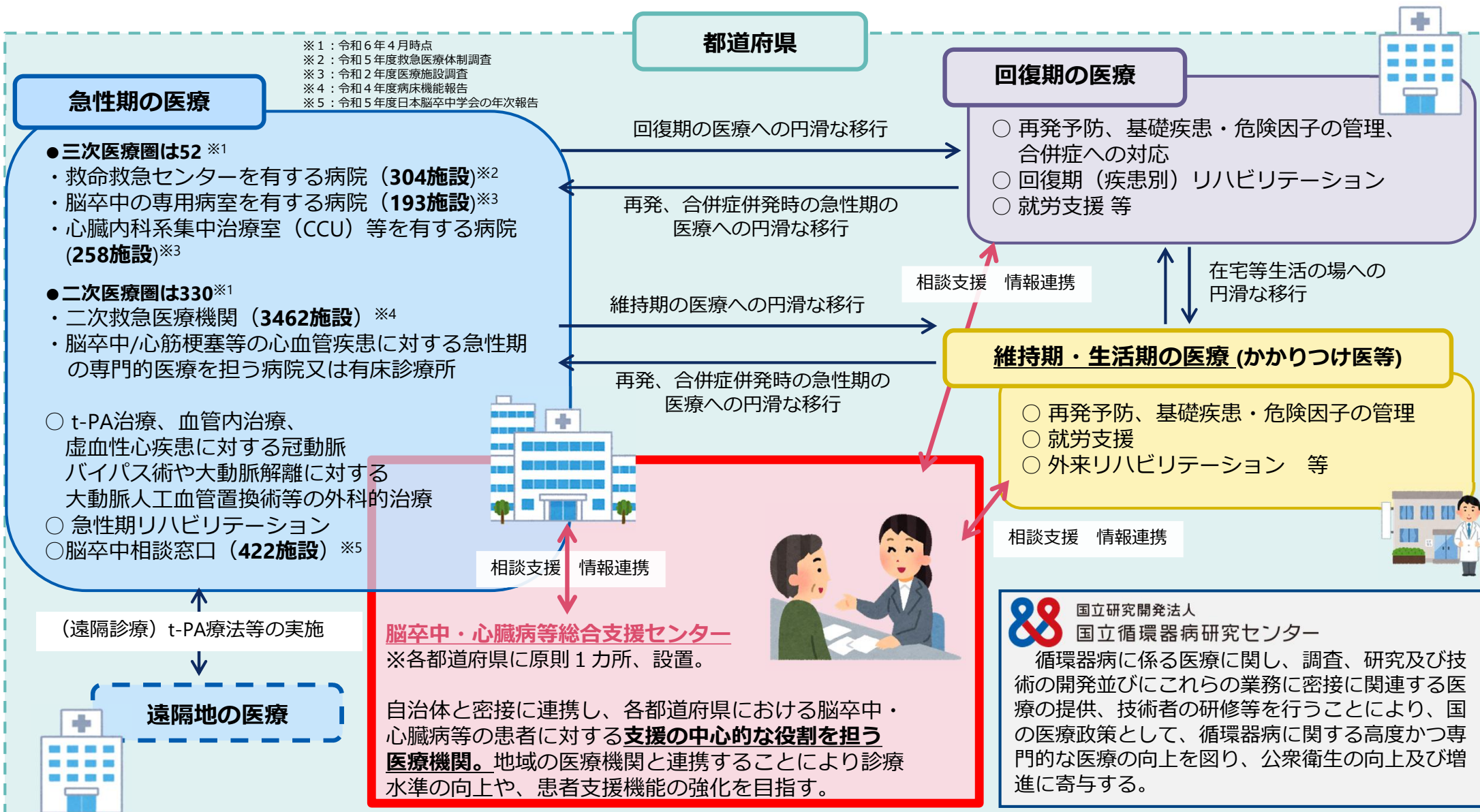
【取り組むべき施策】

- 国、国立循環器病研究センター、関係団体等において、情報収集の上、科学的根拠に基づく情報を国民に提供。
- 地方公共団体において、相談支援の内容等について、既存の取組との連携・協力も見据えながら、個別支援も含めて検討。



循環器病の医療提供体制イメージ

- 循環器病は、急性期突然死かつ、介護が必要となる主な原因であり、各都道府県においては医療計画（循環器病対策推進計画）に基づき、急性期から維持期・生活期まで一貫した診療提供体制を整備している。



脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年度 循環器病対策予算について

令和8年度当初予算
44億円（44億円）
※令和7年度補正予算額 3.1億円
※（）内は前年度予算額

脳卒中・心臓病等特別対策事業

- ① 都道府県循環器病対策推進協議会の開催（地域政策の策定）
- ② 医療従事者を対象とした研修の開催による人材育成
- ③ 地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施
- ④ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの設置

等

令和8年度当初予算額
3.1億円（2.6億円）

脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

- ① 循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業
- ② 循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業
- ③ 循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業
- ④ 第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業

令和8年度当初予算額
91百万円（新規）
※令和7年度補正予算額 1.1億円

脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業

- ① 循環器病に関する普及啓発資材の作成
- ② 循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動

等

令和8年度当初予算額
18百万円（18百万円）

循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

- ① 基本的心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成
- ② 国民等に対する心不全の緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発

等

令和8年度当初予算額
21百万円（21百万円）

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ① 健康寿命の延伸に資する政策の評価や政策根拠となるエビデンスに関する研究
- ② 循環器病の病態解明や革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発

等

令和8年度当初予算額
14億円（13億円）
※令和7年度補正予算額 2.0億円

脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

令和8年度当初予算額 91百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 1.1億円

- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第2項の規定に基づき、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされており、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策において中心的な組織である。
- 一方で、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策は、循環器病対策基本法に基づき、現在は「第2期循環器病対策推進基本計画」として「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に掲げ、個別施策として、①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、③循環器病の研究の推進を掲げているところである。
- 本事業では、脳卒中や心臓病等の循環器病対策を適切に実施するための総合的な支援を、国立循環器病研究センターが実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【実施主体：国立循環器病研究センター】 【事業創設年度：令和8年度、補助率：定額（10/10相当）】

個別施策

【基盤】（1）循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業：現在政府で進められている「医療DX」が目指す全国の医療機関等が医療情報等を共有・交換する仕組みを活用し、循環器病領域においても、診療情報の収集・活用に向け、「医療DX」の取組との連携し、それらに必要な調査や、循環器病に関するバーチャルデータベース構想（仮）等を検討する。

【保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実】

（2）循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業

- ・ 全国の脳卒中・心臓病等総合支援センターが参加する会議体の運営等を行い、医療機関間のネットワークの構築を支援する。
- ・ 各都道府県の脳卒中・心臓病等総合支援センターが設置された医療機関に対し、困難事例に対する助言や好事例の横展開等を行い、各医療機関におけるセンターの運営が円滑に進むような支援策の検討並びに具体的な支援の提供を行う。

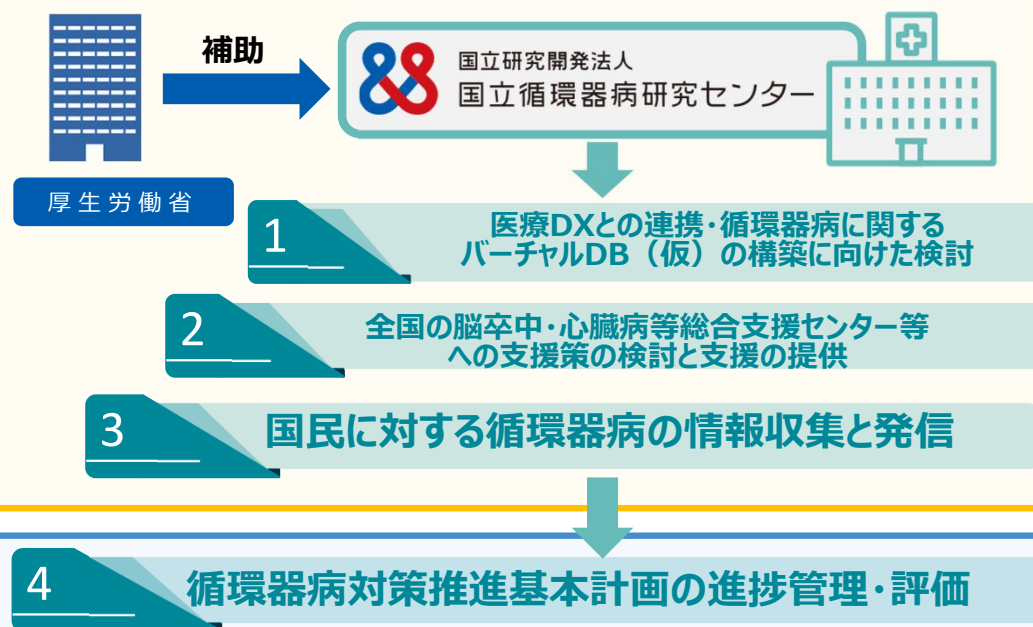
（3）循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業

- ・ 循環器病に関する臨床情報や疫学データ等の最新知見の収集を行う。
- ・ 循環器病に関する情報を一元化し、ポータルサイト等を用いて国民に向けた情報発信を行う。

循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

（4）第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業

- ・ 国の循環器病対策の進捗管理やその評価方法の検討を行う。



(2) 循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業 脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備指針（案）作成のポイント

- これまでの「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業」の取組等を踏まえ、以下のとおり指針（案）を取りまとめた。

① 普及啓発

- 地域住民を対象とした循環器病の発症予防・重症化予防・再発予防、治療、後遺症等に関する情報提供・普及啓発の実施。

② 医療連携体制の構築

- 都道府県と連携し、急性期から回復期及び維持期・生活期に携わる医療機関間のネットワーク会議の開催・運営。
- 職種間連携を強化するためのネットワークや会議体の開催・運営。

③ 人材育成

- 地域の循環器病患者に関わる医療・介護・福祉従事者に対する研修会等の開催。

④ 相談支援

- 県内の医療機関と共に、多職種による循環器病患者及び家族に対する相談支援（治療と仕事の両立支援を含む）等の実施とその知見の共有。
- 循環器病の後遺症を有する者に対する必要な福祉サービス等に関する適切な情報提供。

- 都道府県全体の循環器病対策における中心的役割を担う医療機関として、都道府県と連携しながら、県内の循環器病に関する医療機関、患者団体等との連携体制を構築する。

- 循環器病の主要な危険因子である生活習慣病を予防及び早期発見のための健診受診や保健指導等の普及や取組の推進。
- 循環器病における適切な相談支援の内容や体制、必要な情報提供、普及啓発。

- 循環器病に関する急性期・回復期・慢性期病院間の連携を円滑にするための取組の検討。
- 多職種が連携し、質の高い循環器病の診療体制の構築。

- 国や総合支援センター等と協力し、都道府県の循環器病に関する専門的な医療従事者の人材育成や適正配置の推進。
- 遠隔医療や情報の連携を進め、医療者の業務環境の改善や業務の効率化等の検討。

- 医療機関や地域包括支援センターなどの既存の取組との連携・協力による、個別支援の提供体制の検討。
- 循環器病患者の障害特性に応じた生活支援や就労支援等の体制構築の調整・検討。

- 総合支援センターが安定的に運営できるよう、脳卒中・心臓病等特別対策費等を活用して必要な予算を確保し、都道府県の循環器病対策推進協議会とも連携し、都道府県の循環器病対策を推進する。

- 循環器病に関する様々な情報を収集し、科学的根拠に基づく情報を国民に提供。
- 国民に対する循環器病の前兆及び症状、発症時の対処法並びに早期受診の重要性等に関する知識の啓発。

- 全国で共通の水準の医療を提供することができるよう、地域の実情を踏まえ、適宜関係機関と知見を共有するなど、連携構築を支援する取組の実施。

- 総合支援センターに関わる医療従事者等に対する人材の養成や医療従事者等に向けたコンテンツの作成・検討。
- 各総合支援センターの課題の抽出など調査や研究等（情報収集や分析・評価）の実施。

- 包括的な患者の相談支援に関する取組例の収集及びその全国展開の推進。
- 各総合支援センターの課題の抽出など調査や研究等（情報収集や分析・評価）の実施。

- 総合支援センターや都道府県が役割を最大限に発揮できるよう、最新の科学的な知見を収集するとともに、各都道府県の取組を評価・分析し、好事例の横展開等を通じて、国の循環器病対策を推進する。

脳卒中・心臓病等 総合支援センター （医療機関）



都道府県

国・国立循環器病 研究センター （関係学会と連携）



「脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備に関する指針」の発出について

令和4年度より「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業」を実施し、各都道府県の循環器病に関する専門的な知識を有する医療機関に対して、総合支援センターの設置に係る支援を行ってきた。当該モデル事業で得られた知見や成果を踏まえ、各都道府県の循環器病対策の中で総合支援センターが適切に運用できるよう、各都道府県や総合支援センターにおける対応事項等について、「脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備に関する指針」を令和8年2月に発出した。

厚生発 0225 第 5 号
令和 8 年 2 月 25 日

各都道府県 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備について

我が国の脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」という。）の対策については「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成 30 年法律第 105 号）第 9 条第 1 項に基づく「循環器病対策推進基本計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定。以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しているところである。

基本計画において、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」として、循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとしている。

この取組を効果的に推進するため、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に対し、脳卒中・心臓病等総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）を配置し、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、厚生労働省では、令和 4 年度より「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業」を実施し、各都道府県の循環器病に関する専門的な知識を有する医療機関に対して、総合支援センターの設置に係る支援を行ってきたところである。

今般、当該モデル事業で得られた知見や成果を踏まえ、各都道府県の循環器病対策の中で総合支援センターが適切に運用できるよう、各都道府県や総合支援センターにおける対応事項等について、「脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり定めたので通知する。

指針に規定する、報告書の「別途定める報告様式」については、令和 8 年度中に通知するので御留意されたい。

なお、総合支援センターの整備に当たっては、モデル事業での知見や成果を踏まえて対応することとし、令和 8 年度より運用する総合支援センターを配置する医療機関については、各都道府県から、令和 8 年 5 月 31 日までに厚生労働省へ報告すること。

については、指針の内容について御し知いたいただくとともに、貴官下の総合支援センターを配置する医療機関へ周知いただくようお願い申し上げます。なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

脳卒中・心臓病等総合支援センターの整備に関する指針（一部抜粋）

I 総合支援センターの選定について

1 都道府県は、専門的な循環器病に係る医療提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、循環器病患者のための急性期から回復期及び維持期・生活期に携わる医療現場 から介護・福祉の現場までの連携協力体制の整備、相談支援及び情報提供等を行うため、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に総合支援センターを1カ所配置するものとする。ただし、脳卒中分野及び心血管疾患分野における医療機関ごとの特性、循環器病患者や地域の医療機関等との協力体制の整備状況等を考慮し、循環器 病対策が一層効率的かつ効果的に実施されるよう図るため、総合支援センターを配置する医療機関ごとの役割を明確にした上で、複数の医療機関に配置することも可能とする。

2 総合支援センターは、循環器病の患者及びその家族の情報提供・相談支援等に対する総合的な取組を自施設で行うのみならず、都道府県及び循環器病に係る地域の中心 的な医療機関と連携し、同取組を包括的に支援できることが求められることから、以下の全ての要件を満たす医療機関であること。

3 総合支援センターは、都道府県の循環器病対策推進計画や都道府県協議会等の議論を踏まえ、自治体や関連学会等とも連携しながら、以下の内容に関する取組を行うこと。

II 各機関の役割等について

循環器病対策における総合支援センターの活用にあたっては国、国立循環器病研究センター、都道府県及び総合支援センターが連携した取組が実施できるよう、以下の 役割を担うことが望ましい。

1 国は、協議会及び国立循環器病研究センター、関連学会等と協力し、循環器病対策の現状を踏まえ、以下の内容のとおり、総合支援センターの在り方等について検討するとともに、都道府県及び総合支援センターに対して技術的支援等を行う。

2 国立循環器病研究センターは、我が国の循環器病対策の中核的機関として、以下の体制を整備することにより、我が国全体の循環器病対策を牽引すること。

3 都道府県は、管下の医療機関に総合支援センターを配置し、以下の内容を実施の上、都道府県における循環器病対策において、総合支援センターを活用すること。

4 総合支援センターは、都道府県と協力して、都道府県全体の循環器病対策における 中心的な役割を担うとともに、都道府県協議会の運営に主体的に参画すること。また、地域において循環器病に係る医療機関、行政、患者支援団体等の関係団体と連携体制を構築すること。

脳卒中・心臓病等特別対策事業

令和8年度当初予算額 3.1億円（2.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「循環器病対策基本法」第11条第1項において、「都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定しなければならない」とされている。
- 本事業は、都道府県が策定した「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策を適切に実施・推進するため各種事業の実施に必要な経費である。
- 令和7年度までに「脳卒中・心臓病等総合支援センター」が全国に設置されたことを踏まえ、都道府県は本事業を活用し、「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、より実効性の高い循環器病対策を実施する必要がある。

2 事業の概要・事業イメージ

【事業創設年度：令和3年度、補助先：都道府県、補助率：1/2】

【事業内容】

都道府県は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策の各種目標等の実現・達成のために、各都道府県に設置された「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、以下の事業を実施する。

- ① 都道府県循環器病対策推進事業

② 循環器病医療提供体制の整備等に資する事業

③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業

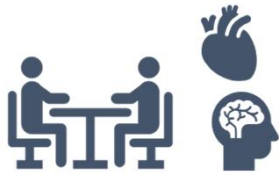
④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業

⑤ 循環器病の相談に資する事業

⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業

⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業

対象都道府県数の増37都道府県→47都道府県

① 循環器病対策の企画・検討等を行う会議体の運営 	② 医療従事者を対象とした研修の開催による人材育成等 	③ 普及啓発資料の開発、市民公開講座の実施 	④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援の取組を地域医療を担う施設で実施 	⑤ 循環器病に関する相談窓口の設置・運営 	⑥ 循環器病の医療・福祉に携わる職種による多職種連携体制の構築 
⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営支援					

令和9年度 循環器病対策予算について

令和9年度概算要求額
51億円（44億円）
令和7年度補正予算額 3.1億円
（）内は前年度予算額

脳卒中・心臓病等特別対策事業

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ① 都道府県循環器病対策推進協議会の開催（地域政策の策定） | |
| ② 医療従事者を対象とした研修の開催による人材育成 | 令和9年度概算要求額 |
| ③ 地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施 | 3.8億円（3.1億円） |
| ④ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの設置 | 等 |

脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| ① 循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業 | |
| ② 循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業 | 令和9年度概算要求額 |
| ③ 循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業 | 2.9億円（91百万円） |
| ④ 第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業 | 令和7年度補正予算額 1.1億円 |

脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 循環器病に関する普及啓発資材の作成 | |
| ② 循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動 | 等 |
- 令和9年度概算要求額
18百万円（18百万円）

循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 基本的な心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成 | |
| ② 国民等に対する心不全の緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発 | 等 |
- 令和9年度概算要求額
21百万円（21百万円）

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 健康寿命の延伸に資する政策の評価や政策根拠となるエビデンスに関する研究 | |
| ② 循環器病の病態解明や革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発 | 等 |
- 令和9年度概算要求額
16億円（14億円）
令和7年度補正予算額 2.0億円

- ご清聴ありがとうございました。

～もっと詳しく知りたい方へ～
厚生労働省 循環器病対策

